

○「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン（案）」新旧対照表

（平成28年（2016年）1月15日に公表し翌日意見募集を開始した標記の新ガイドライン案について、下線の内容を追記・変更。）

第2章 提供条件概要説明（法第26条）関係

追 記 後	追 記 前
<p>第1節 対象範囲（略）</p> <p>第2節 基本説明事項（施行規則第22条の2の3第1項） （略）</p> <p><u>(13)通信契約の変更・解約に伴う負担についての説明（第8号及び第10号関連）</u></p> <p><u>端末に係る契約において、端末代金の割引やキャッシュバック等が通信契約の変更・解約によって取り消され又は違約金等が発生する場合には、その旨を説明する必要がある。</u></p> <p><u>また、端末を割賦販売で購入する場合において、割賦代金の全部又は一部に相当する月々の通信料金の割引が通信契約の変更・解約によって取り消される場合には、取消し後においても引き続き端末の割賦代金の支払いが生じる旨を説明する必要がある。</u></p> <p><u>(14)他業種との一体的な販売がされる時の説明事項の取扱い</u> （略）</p> <p>第3節～第6節（略）</p>	<p>第1節 対象範囲（略）</p> <p>第2節 基本説明事項（施行規則第22条の2の3第1項） （略）</p> <p><u>(13)他業種との一体的な販売がされる時の説明事項の取扱い</u> （略）</p> <p>第3節～第6節（略）</p>

第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置（法第27条の3）関係

追 記 後	追 記 前
<p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 媒介等業務の手順等に関する文書の作成等 （第22条の2の11第1項第3号）</p> <p>(1) 手順等の文書の作成 （略）</p> <p>① 適切な誘引の手段に関する事項 （略）</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p> <p><u>(ウ) 携帯電話サービスと移動通信端末の一体的販売の際の負担の内訳の説明</u></p> <p><u>MNOの携帯電話サービスについては、媒介等業務受託者が、電気通信役務の契約の締結の媒介等と移動通信端末の販売を一体的に行う場合が多いことから、店頭において電気通信役務の料金と端末代金の負担に関する利用者の理解を促すため、端末購入を条件として提供される電気通信役務の料金の割引をはじめとした割引、キャッシュバック等について、電気通信事業者が提供するものと媒介等業務受託者が提供するものとを区分した額の内訳及びこれらを勘案した端末価格の実質負担額を機種ごとに表形式で記載したものを利用者に示して明確に説明することが考えられ、手順等文書にその旨記載することが求められる。</u></p>	<p>第1節～第3節（略）</p> <p>第4節 媒介等業務の手順等に関する文書の作成等 （第22条の2の11第1項第3号）</p> <p>(1) 手順等の文書の作成 （略）</p> <p>① 適切な誘引の手段に関する事項 （略）</p> <p>(ア)・(イ)（略）</p>

②媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項 (略) (2) 媒介等業務受託者及び媒介等業務を担当する者に対する研修等 (略) 第5節～第9節 (略)	②媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項 (略) (2) 媒介等業務受託者及び媒介等業務を担当する者に対する研修等 (略) 第5節～第9節 (略)
---	---

(以上)